

玉村町立学校学校評議員設置要綱

(平成12年4月1日)

改正平成12年9月29日

(目的)

第1条 この要綱は、玉村町立小学校中学校管理規則第38条に基づき、玉村町立学校に学校評議員(以下「評議員」という。)を置く場合に必要な事項を定めるものである。

(設置場所)

第2条 評議員を玉村町立幼稚園、小学校及び中学校に置く。

(構成)

第3条 評議員は、当該学校の職員以外の者で、地域住民、保護者、教育に関する理解及び識見を有する者の中から10名以下を、校長(幼稚園にあたっては園長とする。以下同じ。)が推薦し、玉村町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 評議員の任期は1年とする。

2 特別の事情がある場合は、任期満了を待たず当該評議員を解任することができる。

3 欠員が生じた場合は、第2条の規定により新たに評議員を選出することができる。ただし、当該評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 再任については妨げない。

(役割)

第5条 評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の計画・実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行う。

(会議)

第6条 校長は、評議員、学校教職員、及び評議員以外の地域関係者からなる地域・学校協力者会議(以下「協力者会議」という。)を開催する。

2 協力者会議に参加する教職員及び評議員以外の地域関係者は、必要に応じて校長が選出し、依頼する。

3 校長は、必要に応じて、協力者会議に児童生徒代表を参加させることができる。

4 校長は、必要に応じて、学校評議員からなる評議員会を招集することができる。

5 開催時期、回数については、校長が定めるものとする。

6 地域・学校協力者会議の運営については別に定める運営規程による。

(守秘義務)

第7条 評議員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。学校評議員の職を退いた後も同様とする。

2 協力者会議に係わる教職員及び評議員以外の地域関係者は、評議員と同様に知り得た秘密を洩らしてはならない。

(その他)

第8条 本要綱に定めるものの他、評議員に関し必要な事項は、校長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年9月29日から施行する。